

## 後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等(表1)が決定しましたのでお知らせします。保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があり、令和6年度から軽減される対象の方の範囲が拡充されます(表2)。また、保険料の年間賦課限度額(上限保険料額)が80万円に変更されます。なお、令和6年度保険料額の決定通知は、7月中旬頃に送付します。

(表1)

年 度	均等割額	所得割率	年間賦課 限度額 <sup>※2</sup>
		軽減用所得割率 <sup>※1</sup>	
令和6・7年度	54,428円	11.04%	80万円 (73万円)
令和4・5年度	50,317円	9.33%	66万円

※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円(年金収入のみの場合211万円)以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。  
※2 年間賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、年間賦課限度額を段階的に引き上げます(令和6年度73万円、令和7年度80万円)。ただし、令和6年度中に75歳に到達して資格取得する方を除きます。

(表2)

均等割額の軽減割合	令和5年度	令和6年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)を超えない世帯	同 左
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×(被保険者数)を超えない世帯	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円×(被保険者数)を超えない世帯	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数)を超えない世帯

●判定方法:「世帯主および被保険者全員の総所得金額等の合計額」が、上記の計算式により算出した金額より低い場合に、均等割額の軽減が適用されます。

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 令和6年度日高川町福祉バス・タクシー券の対象者範囲を拡大します

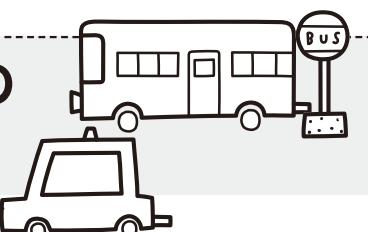
令和6年4月から、福祉バス・タクシー券の対象者の範囲を拡大します。新たに対象となる方で交付を希望される方は、申請してください。

### ○ 対象者

【現行】満70歳以上で、自動車運転免許証を返納し運転経歴証明書等の交付を受けている方、または自動車運転免許証を取得していない方  
⇒ この対象者要件の年齢基準を引き下げます。

【新】**満65歳以上で、自動車運転免許証を返納し運転経歴証明書等の交付を受けている方、または自動車運転免許証を取得していない方**

※身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方はこれまでどおり対象です。



### ○ 申請方法

交付を希望される方は運転経歴証明書等をご持参の上(もとから免許を取得していない方は不要)、役場保健福祉課、各支所、出張所のいずれかの窓口で申請してください。

### ○ 受付期間

令和6年4月1日(月)から、随時受付をします。申請書を受付し、審査のうえ、認定した方に福祉バス・タクシー券(年間15,000円分(1人1冊まで))を郵送でお送りします。券には有効期限がありますので、毎年申請していただく必要があります。

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001

## 後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ 令和6年度 後期高齢者医療の健康診査のご案内



年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬から受診券を順次郵送します。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

○ 対象者: 被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)

○ 検査項目: 【皆様に実施する項目】

問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、尿検査(糖、蛋白、潜血)、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

心電図検査、眼底検査

○ 受診期限: 令和7年2月28日(金)まで

○ 自己負担: 無料

○ 持ち物: 保険証、受診券、受診票・問診票

○ 実施場所: 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

## 令和6年度 後期高齢者医療の歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬から受診券を順次郵送します。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

○ 対象者: 令和6年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上上の被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)

○ 検査項目:

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 令和6年度の国民年金保険料額は月額16,980円です

### 国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす

128万円+扶養親族等の数×  
38万円+社会保険料控除等

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。が、令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、令和6年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和6年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務局にご連絡ください。

お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 田辺年金事務所 ☎0739-24-0432